

居宅介護支援重要事項説明書

1. 担当介護支援専門員

氏名 _____

連絡先 5917-6365

2. 当事業所の概要

(1) 当事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	つくしんぼ介護保険相談室
所在地	東京都板橋区大山西町70番10号2階
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都 1371900372
サービス提供地域	板橋区・練馬区

(2) 当事業所の職員体制(令和6年9月1日現在)

	常勤	非常勤	計	業務内容
介護支援専門員 (管理者兼務)	1名		1名	業務統括・ケアプラン作成 要介護認定申請等

(3) 営業日・営業時間

平日	9:00~18:00	休業日	土日祝 及び 年末年始12/29~1/3
----	------------	-----	----------------------

3. 主なサービスの内容と流れ

当事業所の提供する主なサービスの内容と流れは以下のとおりです。

- ① 当該地域においてどのような居宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、訪問入浴等)が利用できるか、またそのサービスの内容や利用料等の情報を提供いたします。
- ② ご利用者は居宅サービス計画の位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ③ご利用者は当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④ ご利用者およびご家族の方の状況やご要望等を踏まえ、居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- ⑤ 居宅サービス計画原案の作成が終了次第、計画に盛り込まれたサービスの内容、利用料等についてご説明に伺います。計画にご同意いただいた後、各居宅介護サービス事業者等と連絡調整を行い、実際の介護サービス(訪問介護、訪問看護等)が開始されます。

- ⑥ その後、入院等の事情がない限り、介護支援専門員は月1回ご利用者のお宅を訪問して経過の把握を行います。
- ⑦ 訪問による経過把握や居宅サービス事業者との会議等を通じ、定期的にご利用者の状態の再評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行います。

契約の締結は、原則①の段階でお願いいたします。ただし解約はいつでも可能です。

4. 料金

要介護の認定を受けられた方は、自己負担はありません。
利用料及び交通費の規定料金は別紙(料金表)のとおりです。

5. サービス事業所の利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 契約の終了

- (1) 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができます。解約料はかかりません。
- (2) 利用者の方の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合、又は利用者が介護保険施設に入所された場合、又はお亡くなりになった場合、この契約は自動的に終了します。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。
- (3) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められ、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

8. 事業所運営の概要

- (1) 運営の手続き等
 - ① 最適なサービスが行われるよう、容態や状況の変化を常にチェックし、サービス計画の見直しを行います。
 - ② 居宅サービス事業者以外の保健、医療又は福祉サービスを提供する事業者とも定期的に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2)その他

年間研修計画に基づき、年12回以上、定期的に研修を実施しています。

9. 医療機関との連携について

- (1)入院時には利用者及びその家族より入院先医療機関へ担当ケアマネジャーの氏名等の情報提供をお願いします。
- (2)訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. サービス内容に関する相談・苦情

相談・苦情を受付した場合は、担当者もしくは管理者が利用者と面談をして事実確認を行います。その後、代替案・解決策を提示する等、迅速に対応いたします。

一連の経過については記録にまとめ、組織全体で情報を共有し再発防止に努めます。

<当事業者の相談・苦情窓口>

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供される各居宅介護サービスについてのご相談・苦情は下記にて承っております。

担当部署:つくしんぼ介護保険相談室

電話番号:5917-6365(午前9時～午後6時まで)

担当者:竹内 由美子

(2)その他の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市区町村でも以下の相談・苦情窓口を設置しております。

板橋区:介護保険苦情相談室

電話番号:03-3579-2079

練馬区:介護保険課

電話番号:03-3993-1111

東京都:東京都国民健康保険団体連合会

電話番号:03-6238-0177

11. 当事業所開設法人の概要

名称:医療法人社団つくしんぼ会

代表者:理事長 鈿 裕和

所在地:東京都板橋区大山西町70番10号

定款に定めた事業: ①診療所の経営

②訪問看護ステーションの経営

③居宅介護支援事業所の経営

④訪問介護事業所の経営

事業所数: ①診療所 1ヶ所

②訪問看護ステーション 1ヶ所(含むサテライト事業所)

③居宅介護支援事業所 1ヶ所

④訪問介護事業所 1ヶ所

【事業者】

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<施設名> つくしんぼ介護保険相談室
<所在地> 東京都板橋区大山西町70番10号2階
<経営法人> 医療法人社団つくしんぼ会
理事長 鈿 裕和 印

<説明者> つくしんぼ介護保険相談室_____印

【利用者】

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

<住所> _____

<氏名> _____印

家族(代理人)

<住所> _____

<氏名> _____印